

(趣旨)

第1条 海老名市立図書館条例（平成25年12月24日条例第35号。以下「条例」という。）第2条に定める図書館（以下「図書館」という。）の利用における貸出券（以下「図書利用カード」という。）に係る事項を次のとおり定める。

(図書館利用)

第2条 図書館を利用するにあたっては、条例及び海老名市立図書館条例施行規則（平成26年10月30日教委規則第10号。以下「規則」という。）に定める事項を遵守するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第3条 この規約における個人情報の用語の意義は、海老名市個人情報保護条例（平成27年3月30日条例第11号）第2条第2項に定めるところによる。

- 2 図書館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が図書館の運営業務において個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び海老名市個人情報保護条例の規定を遵守するものとする。
- 3 指定管理者は、図書館利用者登録及びその他図書館で知り得た図書館利用者の一切の個人情報を図書館の運営業務についてのみ使用することとし、その他の目的には使用しない。
- 4 図書館利用者の個人情報に紐づく図書等の貸出履歴情報は、図書等の返却後、速やかに図書館の電子計算機等一切のシステム内から削除するものとする。
- 5 指定管理者は、個人情報への不正アクセス、個人情報の滅失、き損、改ざん及び漏えい等を防止するために適切な予防措置を講ずるなど、図書館における個人情報の安全確保を図るものとする。

(図書利用カード)

第4条 海老名市立図書館条例施行規則第14条に定める図書資料の館外貸出しを受ける場合の図書利用カードの交付及び利用等に関して必要な事項を次のように定める。

- (1) 図書等の貸出しを希望する場合は、指定管理者が指定する利用登録票に必要事項を記入の上、図書利用カードの交付を受けなければならない。また、申し込みの際は、本人確認書類（本人であること及び現住所が確認できる書類）を提示すること。ただし、12歳以下の者の申し込みについては保護者の同意を必要とする。
- (2) 図書等の貸出しを受けようとするときは、図書利用カードを提出しなければならない。
- (3) 図書利用カードの交付を受けた者（以下「図書館利用者」という）が図書館の図書等の貸

出しを受けることができる期間（以下「有効期限」という。）は、図書利用カードの発行日から3年間とする。また、有効期限の1か月前より更新の手続を行うことができる。ただし、更新手続をしないまま有効期限を過ぎた場合、図書利用カードは失効し、当該図書利用カードでの図書等の貸出しはできない。なお、この場合、図書館利用者の個人情報、一定期間保持のうえ削除する。

(4) 図書利用カードを使用しなくなった場合は、図書館に申し出て、退会の手続きを行うこととする。

(5) 図書利用カードは、規則第14条第3項に定めるほか、不正に使用してはならない。

(6) 前号に違反して図書利用カードを使用した場合は、当該図書館利用者について、図書等の貸出し利用を停止する場合がある。

海老名市立図書館条例施行規則（抜粋）

（館外貸出しの手続）

第14条 図書資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用登録票を指定管理者に提出し、貸出券の交付を受けておかななければならない。

2 貸出券の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) 貸出券を紛失し、又は汚損したとき。

3 貸出券は、第三者に貸与又は譲渡してはならない。

※条例等の改正により内容や条番号等が変更となる場合があります。

問い合わせ先

海老名市立中央図書館窓口

電話番号 046-231-5152 受付時間：9：00～21：00（年中無休）

海老名市立有馬図書館窓口

電話番号 046-238-4646 受付時間：9：00～19：00
（最終月曜日・特別整理期間・年末年始を除く）

海老名市教育部学び支援課

電話番号046-235-4926 受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）